

ジェネリック医薬品をご存知ですか！？

ジェネリック医薬品について、厚生労働省のホームページでは、以下のとおり紹介されています。

○ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果（※）を持つ医薬品のことです。

（※）新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

○効き目や安全性は？

ジェネリック医薬品は、新薬と同一の有効成分が同一量含有され、同等の効き目があります。新薬と異なる添加剤が使用されることがありますが、有効性、安全性及び品質について、国が厳格な審査のうえ、製造販売の承認をしています。

○薬代が安価になります

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるため低価格です。医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、家計をサポートします。複数のお薬の服用や長期服用が必要な場合などは効果的です。

○ジェネリック医薬品を使うには？

ジェネリック医薬品は、医療用医薬品です。希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

※1 厚生労働省：「ジェネリック医薬品について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000112536.pdf>

※2 厚生労働省：「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/

※3 日本ジェネリック製薬協会：「かんたん差額計算」

<http://system.jga.gr.jp/easycalc/>

※4 健康保険組合連合会：「ジェネリック医薬品取扱い薬局検索」

http://www.kenporen.com/health-insurance/generic_yakkyoku/

なお、当組合では、医療費の更なる適正化を図る観点から、平成25年度より、ジェネリック医薬品に切り替え可能な組合員とその被扶養者の皆様へ、ジェネリック医薬品の利用に伴う差額通知の送付を行っております。詳しくは、地方職員共済組合のホームページをご覧ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

http://www.chikyosai.or.jp/info/short/pdf/generic_150702.pdf。